

みんながあなたを支えている、あなたもみんなを支えている

支えあいの制度！国民健康保険

わが国では国民皆保険制度により、誰もが安心して医療を受けられるよう、すべての人が医療保険に加入しなければなりません。会社の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険（国保）に加入します。国保は、加入者が病気等になった場合に、安心して医療を受けられるように、みんなで互いに助け合おうという制度です。

医療費の自己負担割合と加入状況

国保加入の方の負担割合は【表1】のとおりですが、70～74歳の方には「高齢受給者証」が、子ども医療費・ひとり親家庭医療費・重度医療費助成制度をご利用の方には「医療費助成受給者証」が、保険証とは別に発行されます。必ず保険証と一緒に医療機関に提示してください。

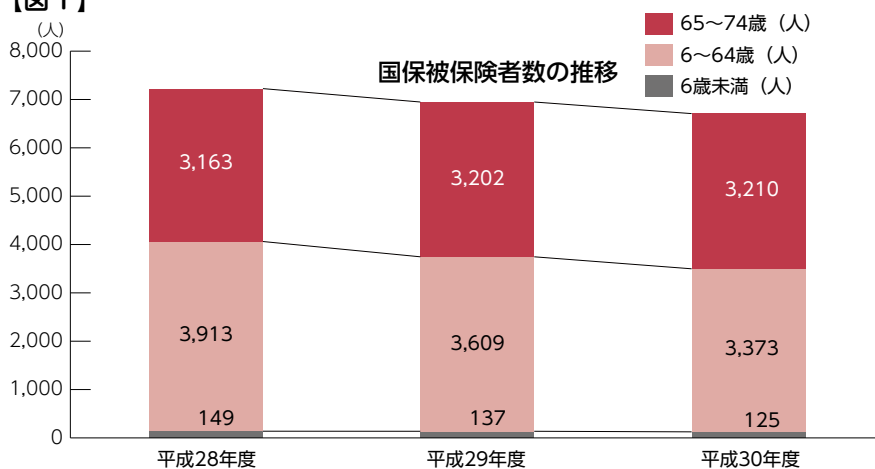
国保加入の状況

国保の被保険者数は【図1】表2のとおり、年々減少しており、平成30年度末では市全体の約23%となっています。年齢別でみると、全体では減少していますが、65～74歳までの被保険者数は増加傾向にあり、平成30年度末は全体の約48%を占めています。

【表1】

対象年齢	0～6歳 (小学校入学前)	7～69歳	70～74歳
自己負担割合	2割	3割	2割 ※ただし、現役並み所得者は3割負担

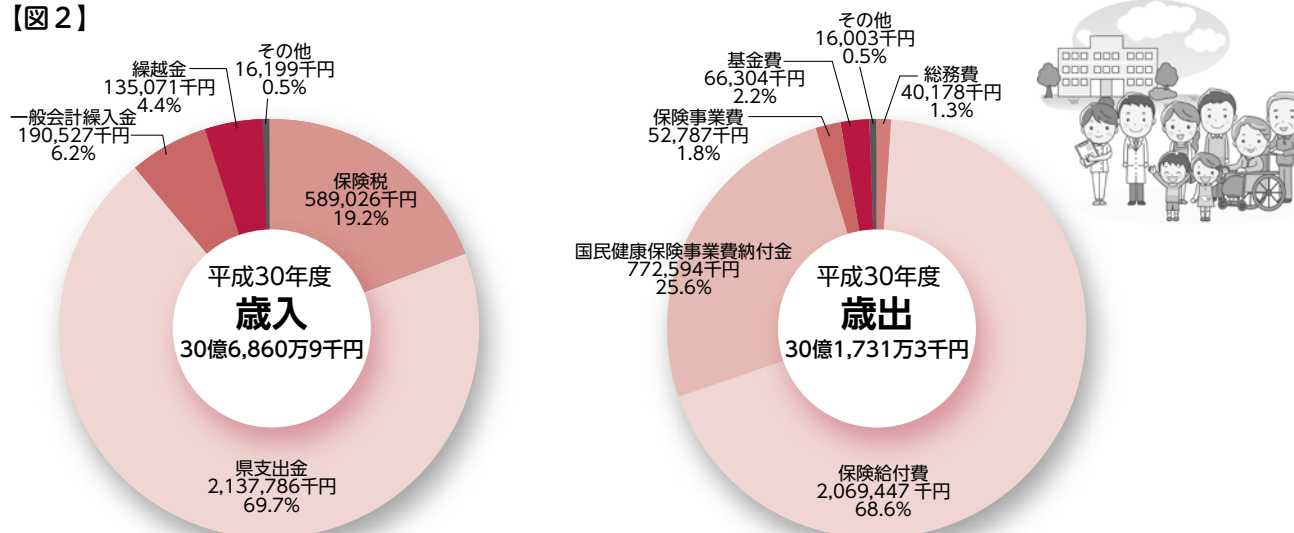
【図1】



【表2】

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度
人口		30,191人	29,966人	29,568人
国保被保険者数		7,225人	6,948人	6,708人
国保加入者率		23.93%	23.19%	22.69%
年齢別内訳	6歳未満 (構成比)	149人 (2.06)	137人 (1.97)	125人 (1.87)
	6～64歳 (構成比)	3,913人 (54.16)	3,609人 (51.94)	3,373人 (50.28)
	65～74歳 (構成比)	3,163人 (43.78)	3,202人 (46.09)	3,210人 (47.85)

【図2】



国保会計収支決算の状況

歳入では、保険税が全体の約19%を占めています。このほか、平成30年度からの制度改革により県も国保の運営に携わることとなったため、保険給付や事業実施に対する県からの支出金が必要な割合を占めています。

歳出では、保険給付費が約69%を占めています。このほか、平成30年度から国保の運営のために市から県に支払うこととなった国民健康保険事業費納付金（各市町村の所得水準や医療費水準等に応じて算定される）が、大きな割合を占めています。【図2】

保険税は、国保会計の基礎となる最も大切な財源です。必ず納期限までに納めましょう。なお、納付が困難な方は、保険税を滞納する前に必ずご相談ください。

医療給付費
(保険者負担額)の推移

平成30年度の医療給付費（保険者負担額）は、20億5,636万円でした。

1人当たりの負担額は、国保加入者の減少とともに、高額の医療費が増加傾向にあったため微増しています。国保

加入者の高齢化や高度医療の普及により今後一人当たりの負担額は増加傾向にあると考えられます。【図3】

また、市では医療機関の適正受診による医療費の削減を図るため、重複受診・頻回受診をされている国保加入者の方を対象に、訪問相談・指導等を実施しています。

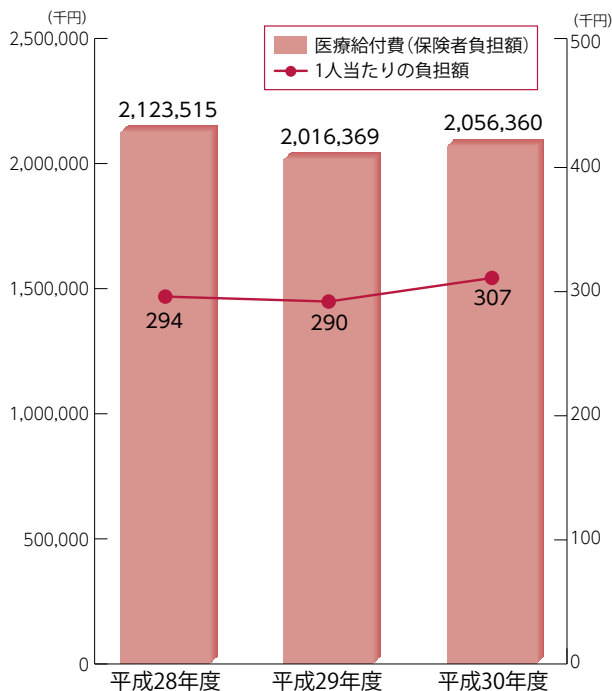
保険税の減免・軽減、
一部負担金(医療費の窓口
負担分)の減額・免除

火災や風水害により生活が著しく苦しくなった、疾病や負傷等で失業し収入が著しく減少したなど、特別な事情に

より保険税の納付が困難となった時や、平成21年3月31日以降に倒産、解雇、雇止めなどにより離職され、雇用保険の失業給付を受給される国保加入者の方は、保険税の軽減を受けることができます。また、特別な事由に該当し生活が著しく困窮することにより、医療費の窓口負担額の支払いが困難となった時は、窓口負担額の減額、免除、徴収猶予等を受けることができます。いずれの場合も申請が必要となりますので、詳しい内容はお問い合わせください。

【図3】

医療給付費(保険者負担額)と1人当たりの負担額



国保年金担当からのお知らせ

【他の健康保険へ加入された場合は手続きが必要です】

国保から他の健康保険に加入された場合には、ご自身で国保喪失の手続きが必要です。加入した健康保険証と荏崎市国民健康保険証をお持ちになって、必ず手続きをしてください。

【高額療養費の申請には領収書が必要です】

高額療養費の支給対象となる方には支給申請案内を送付していますが、申請時には対象となる月の領収書が必要となります。領収書がない場合は、高額療養費の支給額が減額となったり支給されなくなったりしますので、医療機関の領収書は紛失等しないようにしましょう。

【交通事故などでの受診には届出が必要です】

交通事故や暴力行為などの第三者（加害者）の行為による病気・けがの治療費は、被害者に過失のない限り加害者の全額負担が原則です。それらの病気やけがで治療を受けた時は、加害者が負担すべき医療費を国保が立て替え、あとから被害者に代わって請求をすることになりますので、必ず届出をしてください。また、自転車やバイクの自損事故などにより医療機関を受診する場合にも、届出が必要です。

【安心・節約 はじめましょう！ジェネリック医薬品】

増え続ける医療費の3割が薬剤費と言われています。ジェネリック医薬品は価格が新薬の3～5割程度安価になり、有効主成分も同等の効果が確認されていますので、医療の質を落とさずに負担を軽減することができます。



■問い合わせ 市民生活課 国保年金担当（内線127～129・137）